

議案第 37 号

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 3 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和 31 年桐生市条例第 19 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長	1 回につき	10,600 円
選挙立会人	1 回につき	8,800 円
投票管理者	1 回につき	12,600 円
期日前投票管理者	1 回につき	11,100 円
投票立会人	1 回につき	10,700 円
期日前投票立会人	1 回につき	9,500 円
開票管理者	1 回につき	10,600 円
開票立会人	1 回につき	8,800 円

」

を

「

選挙長	1 回につき	10,800 円
選挙立会人	1 回につき	8,900 円
投票管理者	1 回につき	12,800 円
期日前投票管理者	1 回につき	11,300 円
投票立会人	1 回につき	10,900 円
期日前投票立会人	1 回につき	9,600 円
開票管理者	1 回につき	10,800 円
開票立会人	1 回につき	8,900 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 37 号 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投票立会人等の報酬の額を改めようとするものです。